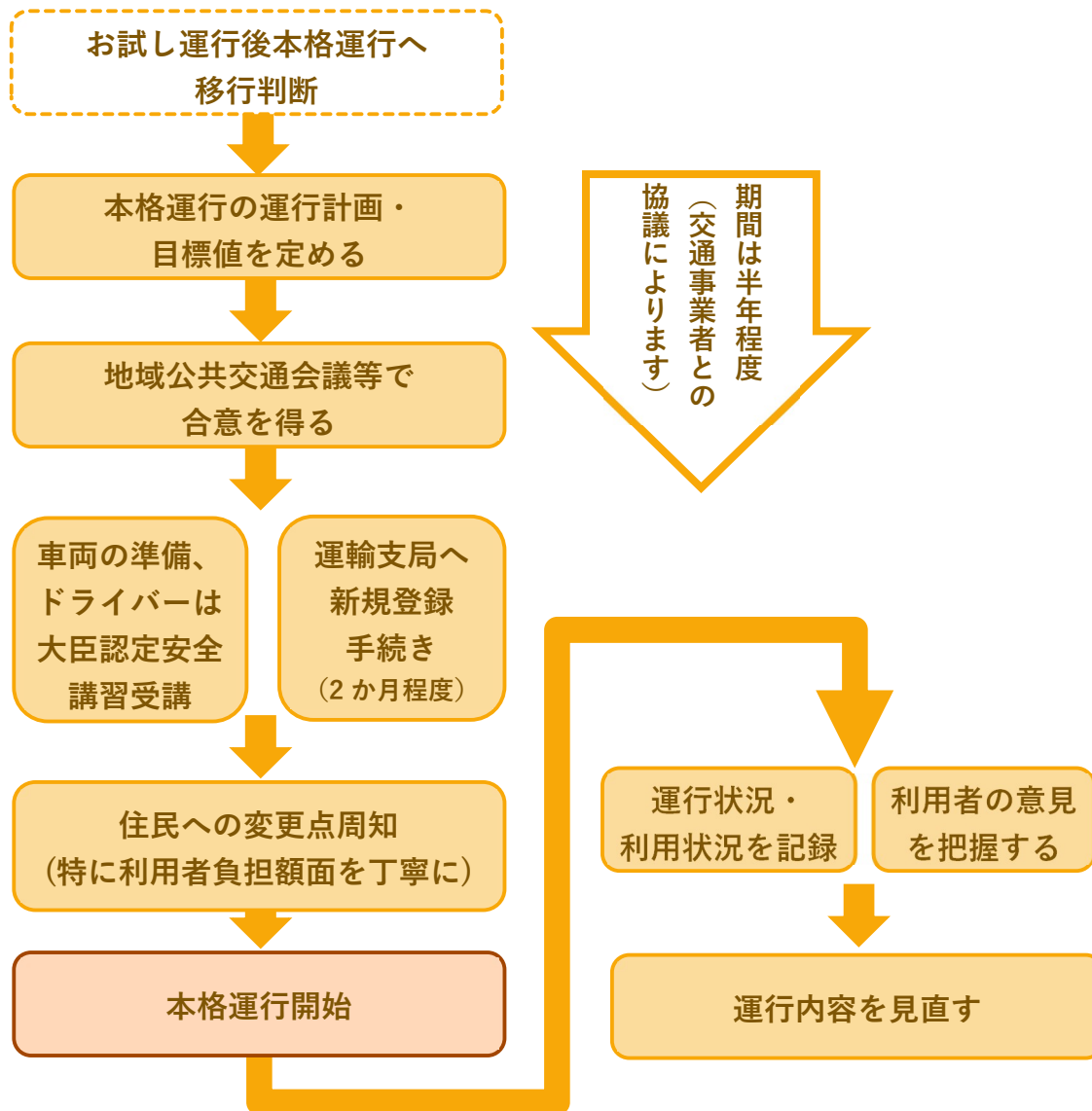


第7章 いよいよ本格運行

7-1 全体の流れ

本格運行へ移行することが決定した場合の手順を示します。ここでは、互助輸送から自家用有償旅客運送へ移行する場合を想定した流れを示します。



7-2 本格運行の進め方

(1) 目標値を設定する

本格運行にあたっては、目標値を設定しましょう。1年程度先を見据えて、目標値を設定し、進捗状況を把握しながら進めましょう。

目標値はあくまでも目標値であり、未達成であってもそのプロセスを評価し、次につなげることができます。

また、当初はうまくいっていた取り組みであっても、年月と共に思うような結果が得られない、利用状況が落ち込むなどの場合は、やり方を変えてみたり、別の支援方法を模索してみたりすることも必要です。

【目標値設定の例】

項目	例えば……	理由
1便あたりの利用者数	1.5人以上	1人以上とすることで、よりドライバーのやりがいにもつながります
平均リピート回数	12回/年	利用者が毎月1回以上乗ってもらうことで、移動支援サービスを継続できます
利用者の外出頻度の増加率	1.5倍以上	アンケートを取り、移動支援を実施する前と比較して外出頻度が増えていることが理想です
利用者の満足度	お試し運行以上	アンケートを取り、満足度とその理由を尋ね、改善につなげることができます
収支率	30%以上	費用は抑え、利用者数を増やすことで収入を増加させ、より持続可能な運行につながられます

(2) 地域公共交通会議等で合意を得る

自家用有償旅客運送を新たに開始するにあたり、まずは既存の公共交通事業者で地域の移動ニーズへの対応が可能であるか、提案を求めることから始まります。移動ニーズについては、地域におけるニーズ調査結果（第3章 3-2 移動のニーズ調査参照）を市町村の交通担当や福祉担当と協力して資料で示すことが必要です。なお、お試し運行の段階で、これらを示している場合は、スムーズに協議が進みます。

【やることリスト】

- 移動ニーズ調査結果の整理
- 交通事業者との協議

既存の公共交通事業者ではサービス提供が困難である場合は、自家用有償旅客運送の協議が整ったとみなすことができます。サービス提供の具体的な提案がある場合は、更に提案内容について協議を行い、地域に望ましい移動サービスについて議論を深めることが必要です（最長4か月）。

【地域公共交通会議等における検討・合意形成プロセス】

バス・タクシーの活用を検討するため、まずはバス・タクシー事業者に、地域の移動ニーズに対応した交通の導入について提案を求めること

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

①交通事業者（バス・タクシー）に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める

バス・タクシー事業者からの具体的な提案に対して、最長4ヶ月協議を行い、協議が調わない場合や、最長2ヶ月間で具体的な提案がなされなかった場合には、バス・タクシー事業者によることが困難であることについて、協議が調ったものとみなすこと

①交通事業者（バス・タクシー）に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める

【最長2ヶ月】

具体的な提案あり

具体的な提案なし

②提案内容について協議

※地域の移動ニーズへの対応の可否
という観点を中心に協議

【最長4ヶ月】

協議が調う

協議が調わず

※提案内容が地域の移動ニーズに
対応していると認められないとき 等

交通事業者（バス・タクシー）によることが困難であることについて協議が調ったものとみなす

出典：自家用有償旅客運送ハンドブック（国交省令和2年11月改定）

(3) 運輸支局へ自家用有償旅客運送の登録手続きを行う

自家用有償旅客運送の登録申請を行います。宮崎県においては、宮崎運輸支局へ申請することになります。申請から登録証を受け取るまでに2か月程度必要です。

ポイント！

- ・申請の際に、ドライバーが要件を満たしているかの証明が必要になるよ！
- ・ドライバーとなる方（第一種免許の方）は、申請までに、大臣認定講習（P53 参照）を受講しておく必要があるよ！



新規登録に必要な書類

	記入内容等	備考
自家用有償旅客運送の登録の申請書 様式第1-1号	①申請者の名称、住所、代表者の氏名	
	②自家用有償旅客運送の種別	交通空白地有償運送と記載する
	③路線又は運送の区域	地域公共交通会議等において協議が調った路線又は運送の区域を記載する。
	④事務所の名称及び位置	
	⑤事務所ごとに配置する車両の種類ごとの数	
	⑥運送しようとする旅客の範囲	地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者
	⑦対価	
	⑧事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合、協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所	
添付書類	①定款等の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人等の定款（財団法人の場合は寄付行為）及び登記簿謄本証明書、並びに役員名簿 ・認可地縁団体の場合は、規約及び地方自治法の証明書並びに役員名簿 ・法人格を有しない社団の場合は、団体規約等
	②路線図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する路線に加え、一般乗合旅客自動車運送事業の路線等、地域の公共交通の状況を記した路線図

③欠格事由に該当しない旨を証する書類（様式）	宣誓書			
④地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類（様式）				
⑤自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	・使用車両の一覧			
	<table border="1"> <tr> <td>購入、リース等の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・車検証もしくは車両購入契約書、見積書 ・リース契約書または見積書 </td> </tr> <tr> <td>持ち込み車両の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・車検証 ・自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書 </td> </tr> </table>	購入、リース等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証もしくは車両購入契約書、見積書 ・リース契約書または見積書 	持ち込み車両の場合
購入、リース等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証もしくは車両購入契約書、見積書 ・リース契約書または見積書 			
持ち込み車両の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証 ・自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書 			
⑥運転者が必要な要件を備えていることを証する書類	・運転者の一覧			
	・運転就任承諾書及び運転免許証の写し			
	・第1種免許の場合は、国土交通大臣が認定する講習を修了していることの証明			
	・事業者協力型自家用有償運送の場合は宣誓書			
⑦運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類（様式）	・運行管理責任者の就任承諾書			
	・運行管理の体制			
⑧整備管理の責任者及び整理管理の体制を記載した書類	⑦と同じ書類でよい			
⑨事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制	⑦と同じ書類でよい			
⑩自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体または財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証明する書類	・基準に適合する任意保険に計画車両の全てが加入していること、計画があることを示す書類（契約書、見積書）			

※詳しくは、以下をご確認ください。

「自家用有償旅客運送ハンドブック」国土交通省

<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000226918.pdf>

「交通空白地有償運送の申請に対する取扱いについて（令和4年9月30日九運公第46号）」九州運輸局公示

<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000275198.pdf>

※必要な書類の様式は、以下よりダウンロードできます。

「国土交通省九州運輸局 自家用有償運送関係公示等」

https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya_k/file14.htm

(4) 運行状況・利用状況を記録する・利用者の意見を把握する

お試し運行と同様ですので上記（P62）を参照ください。

(5) 運行内容を見直す

利用状況や利用者の意見、収支状況などから、問題点・改善点を把握します。これらから、今後解決すべき課題を抽出し、その解決に向けた運行内容の見直しを検討します。

利用者数や収支等は、グラフなどで可視化し、問題点を把握しやすくすると良いでしょう。

また、利用者の意見などは、利用者の年代や居住地ごとに整理することで、改善点がより明確化されます。

なお、運行内容の見直しによって、運行の区域や路線の変更、車両数等を変更する場合などは、運輸支局へ登録内容の変更の手続きが必要となる場合があります。市町村に確認し、必要に応じて変更登録申請等を行いましょう。

